

「地区力の向上と地区防災対策の強化について」

～新たな地域行政制度の展開に向けて～

（中間まとめ）

平成24年9月

地域行政担当部

<目 次>

I 趣旨	P 1
II 地区力の向上と地区防災対策の強化について	P 2
III 今後の取組み・方向性について	P 9
IV 資料	P 1 2

I 趣旨

昨年の東日本大震災により、あらためて地域コミュニティの重要性や地域の絆の必要性が認識された。高齢者の見守り等、団体間のネットワークを活かした地域での支えあい活動や、これまで地域の活動にあまり関わりのなかった人々の参加の促進等を通じて、地域コミュニティの活性化や再構築に取り組むことが求められている。

特に、防災については、災害時における初期消火活動や避難所運営等において、町会・自治会をはじめ、地域コミュニティの果たす役割は大きい。区民一人ひとりにおいては、日頃から、災害時を想定し、備蓄物品の確保をはじめ、町会・自治会への加入、PTA 活動への参加、近隣との付き合い、地区のイベントへの参加、避難先の確認などのまち歩き等、さまざまな機会を通じて、地区のネットワークに関わっていくことが、災害時に大きく役立つこととなる。

この間、地域の課題として、平成23年度、27か所の出張所・まちづくりセンターで開催した「車座集会」や、平成24年5月に開催した、「地域行政について」をテーマとした区民意見交換会において、防災や災害対策の観点から、顔と顔が見えるまちづくりの強化、災害対策と身近な行政サービス拠点である出張所・まちづくりセンターのあり方について、多くの意見が出された。

区議会においては、地方分権・地域行政制度対策等特別委員会において、「地区の力を強化する」という方向性から議論が重ねられ、平成24年7月26日に「地域行政制度に関する意見について」が区長に提出された。

この「中間のまとめ」は、こうした経緯と課題認識を踏まえ、新たな地域行政制度の展開に向けて、「地区力の向上と地区防災対策の強化」を図るために、平成25年4月に向けた検討項目や課題を中心にとりまとめたものである。

今後、「中間まとめ」で提起した、「(仮称)地区情報連絡会」の設置など、地区力向上に向けた仕組みの実施については、町会・自治会をはじめ、様々な団体や区民から、ご意見をいただき、調整を進めることで、実効性のある取り組みとなるよう、検討を進めていく。

また、総合支所や出張所・まちづくりセンターにおける体制整備の課題についても、区の職員定数計画等との整合を図りながら、実施体制や時期について、さらに具体的に検討を進めていく。

II 地区力の向上と地区防災対策の強化について

地区力の向上と地区防災対策の強化に向けて、以下の事項について、検討を進める。

1 地区力の向上に向けたネットワークの強化

各地区において、これまでも町会・自治会、身近なまちづくり推進協議会、ごみ減量リサイクル推進委員会、民生委員児童委員協議会、青少年地区委員会、日本赤十字奉仕団、学校協議会、社会福祉協議会、消防団、PTA、学校、あんしんすこやかセンターなど、さまざまな活動団体等が主体となり、連携を図りながら地域活動を展開してきた。

近年では、高齢者の孤独死を防ぐための見守り活動や、首都直下地震を想定した地区の防災訓練など、より地区の連携を強めながら、継続的な活動に取り組む状況も生まれている。

こうしたネットワークの広がりや、連携の強化の事例を念頭に、各地区において、出張所・まちづくりセンターを中心に、多目的に情報共有・連携を図る「(仮称)地区情報連絡会」の設置などについて、検討を進める。

(1) 地区におけるネットワーク強化の取り組み

各地区において、出張所・まちづくりセンターが中心(事務局)となり、既存のネットワーク活動を活かしながら、より幅広い、総合的な連携組織として、「(仮称)地区情報連絡会」の設置など、連携強化の取り組みを進める。

「(仮称)地区情報連絡会」は、高齢者の見守り、子育て支援、地区防災など、地区のさまざまな取り組み実績等を踏まえ、地区社会福祉協議会やあんしんすこやかセンター等と連携しながら、地区ごとの状況に応じた設置を検討する。

各地区には、既に、さまざまな連携の組織や会議体があり、「(仮称)地区情報連絡会」は、これらの会議体等を活かしながら、情報交換・調整を行う連絡会として設置し、地区の情報交換や課題の共有などを図りながら、防災・福祉・環境等のテーマに応じた活動につながっていくことを想定する。

日頃の見守り活動が災害時における要援護者支援につながるなど、地域活動がさまざまなテーマを持ち、関連性が深いなかで「(仮称)地区情報連絡会」において、情報の共有や連携が図られることをめざす。

構成メンバーは、町会・自治会、身近なまちづくり推進協議会、ごみ減量リサイクル推進委員会、青少年地区委員会、PTA、おやじの会、民生委員児童委

員協議会、あんしんすこやかセンター、NPO、地区社会福祉協議会、商店街、高齢者クラブ、日赤奉仕団、消防団、警察、消防、学校協議会、学校、保育所、幼稚園、病院、高齢者施設、障害者施設、介護事業者、マンション管理組合、児童館・図書館など、これまでの高齢者見守りネットワークなど、さまざまな地域活動の事例を踏まえ、幅広い構成を想定する。

出張所・まちづくりセンターは、「(仮称)地区情報連絡会」の事務局として、地区のネットワークづくりにつながる情報を発信し、これまで地区と関わりの少なかった人々や団体にも参加を呼びかけるなど、参加の促進、ネットワークの拡充に取り組んでいく。

<参考>

◆地区における取組み事例

(1) 三宿・池尻まちこま会

「三宿・池尻まちこま会」は、池尻あんしんすこやかセンターが、高齢者の地域生活の中での「まちの困りごとを考える会」として、平成23年4月に立ち上げた。テーマごとに地域住民や関係者と話し合う機会として年4回程度開催している。

①会の位置づけ等

- ・あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）が、地域ネットワークづくりを目的とした「地区包括ケア会議」と位置づけている。
- ・高齢者の困りごとに関する活動、高齢者の見守りの視点も含め開催している。

②参加団体等

町会・自治会、民生委員、世田谷警察署、世田谷消防署三宿出張所、世田谷池尻郵便局、世田谷信用金庫、小田急OX、三宿四二〇商店街、ものづくり学校、食糧学院、池尻小学校新BOP、介護保険事業所（ゆめふる駒場、デイ・ホーム池尻、デイ・ホーム三宿、なでしこ介護サービス、もみの木ケアセンター、優つくり村、池尻介護保険サービス）、東京都住宅供給公社、世田谷社会福祉協議会、世田谷総合支所保健福祉課、池尻あんしんすこやかセンター、池尻まちづくりセンター
※話し合いのテーマに応じて参加者を呼んでいる。

③話し合い活動

まちの様子や、災害、事故、防犯など、会の方からの意見に対し、

参加者で解決に向けた提案等を行ったり、関係機関に取り次ぎを行っている。(平成24年8月現在4回開催している。)

(2) 上北沢地区高齢者見守りネットワーク

地域住民による高齢者の見守り活動を推進するため、見守りネットワークに参加する14の団体が「上北沢地区高齢者見守りネットワークに関する協定書」を締結した。平成23年4月に第1回上北沢地区高齢者見守りネットワーク会議を開催し、その後、月1回のペースで会議を開催している。

①ネットワークの位置づけ

まちづくりセンターとあんしんすこやかセンターが事務局となり、区が地区高齢者見守りネットワークの取組みのモデル実施地区として位置づけている。

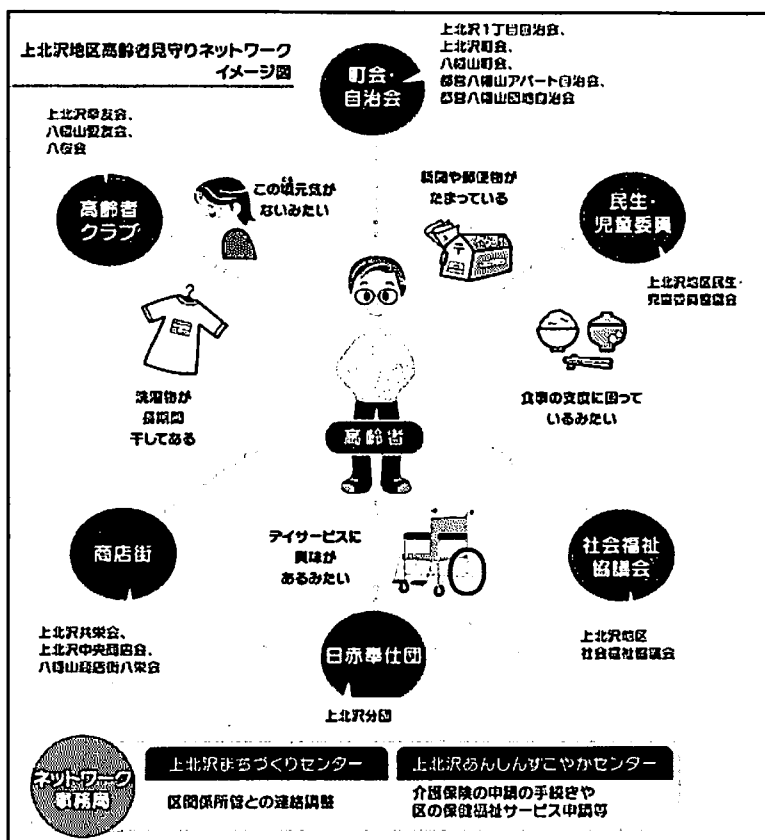
②参加団体

上北沢地区の全町会・自治会、地区民生委員協議会、全高齢者クラブ、日赤奉仕団、全商店会、地区社協、上北沢まちづくりセンター、上北沢あんしんすこやかセンター
協賛団体：成城警察署、成城消防署、地区内小学校

③活動状況

- ・民生委員が、75歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、見守りニーズ等の訪問調査を行った。
- ・ひとり暮らし高齢者等を招待し、お楽しみ会を開催するとともに、上北沢地区高齢者見守りネットワークの発会式を行った。
- ・見守り活動の内容と役割分担を検討するとともに、チラシを作成して周知活動に取り組んだ。広報活動の一環として、緊急連絡先等を記載する支援カードの配布を予定している。

<イメージ図>



(出典：区のおしらせ「せたがや」平成23年7月25日号)

2 地区防災対策の強化

東日本大震災を経て、地区における初期消火活動や避難所の運営、在宅被災者への対応や女性・子ども・外国人等への配慮など、災害時の体制強化が、改めて大きな課題となり、日頃からの、災害時の初動マニュアルの充実、避難所運営訓練や要援護者支援体制の強化、各家庭での耐震化、備蓄の推進など、地区におけるきめ細かな防災対策の強化が必要となっている。

これまで、出張所・まちづくりセンターは、身近なまちづくり推進協議会の活動などを通じて、地区防災に携わってきたが、「地区防災対策」を出張所・まちづくりセンターの職務として正式に位置づけ、発災時の運営組織である「災害対策地域本部拠点隊」との連続性も考慮しながら、対策の強化を図ることを検討する。

(1) 「(仮称) 地区防災活動推進センター」機能の位置づけについて

出張所・まちづくりセンターに、地区防災活動の支援、減災に向けた普及・啓発等の職務を、改めて位置づけた上で、区民にわかりやすく、出張所・まちづくりセンターの防災に関する役割を明確にするため、平常時から「(仮称) 地区防災活動推進センター」と呼称するなどの取り組みを検討する。

(2) 「(仮称) 地区防災活動推進センター」の役割

これまで、身近なまちづくり推進協議会や防災区民組織等と連携し、取り組んでいる活動・事業をベースに、出張所・まちづくりセンターの職務として、改めて、地区防災対策の職務を明確に位置付け、取組みを順次拡大することを検討する。

平常時における役割として、あんしんすこやかセンター・地区社会福祉協議会等、福祉に関係する機関と定期的な情報交換を行うことをはじめ、町会・自治会等と連携し、地区における防災訓練や避難所運営訓練の支援、災害時要援護者に関する支援、防災に関する相談、避難所運営マニュアルの再点検等を行う。

また、在宅被災者等を想定した、地区防災対策の情報発信、耐震改修促進の案内、備蓄の呼びかけ、災害時のネットワークづくり等の普及啓発を行う。

防災に関する相談に対応するため、出張所・まちづくりセンターの職員が防災士の資格を取得することとするなども検討する。

<地区防災の普及啓発の取組み例>

- ・町会・自治会、マンション管理組合、企業などへの個別啓発
- ・各家庭・企業での備蓄（水、食糧、簡易トイレ等）の呼びかけ
- ・家具転倒・落下・移動防止対策の推進、物品の紹介・斡旋
- ・スタンドパイプの使用方法的説明
- ・災害伝言ダイヤルの使用方法的説明
- ・企業における、帰宅困難者の受け入れ要請
- ・帰宅困難時の従業員の一斉帰宅の抑制
- ・災害時協定（災害時要援護者）締結に向けた説明
- ・東京都帰宅困難者対策条例の啓発 など

<東京都帰宅困難者対策条例の概要>

都は帰宅困難者対策を総合的に推進するための条例を制定し、平成25年4月から施行する。

■一斉帰宅の抑制の推進

<都民の取組>

- ・「むやみに移動を開始しない」一斉帰宅の抑制
- ・家族との連絡手段を複数確保するなどの事前準備

<事業者の取組>

- ・従業員の一斉帰宅の抑制
- ・従業員との連絡手段の確保などの事前準備
- ・駅などにおける利用者の保護
- ・児童・生徒等の安全確保

■安否確認と情報提供のための体制整備

通信事業者など、関係機関が連携して、帰宅困難者への情報提供体制の充実や家族等との安否確認手段の周知、利用啓発を進める。

■一時滞在施設の確保

買い物客や行楽客などの行き場のない帰宅困難者は、行政のみならず、民間事業者に協力いただき、一時滞在施設に指定する。

■帰宅支援

徒歩で帰宅する人を支援するため、水やトイレなどを提供する災害時帰宅支援ステーションを確保していく。

3 地区力の強化や地区防災対策に向けた必要な体制の整備

地区力の向上や地区防災対策の強化を着実に進めるため、総合支所、出張所・まちづくりセンターの体制の見直し、強化を行う必要がある。

今後、職員定数計画や管理監督者の需要数等と調整しながら、実施内容、実施時期などの検討を進める。

(1) 出張所・まちづくりセンターにおける非常配備態勢指定職員（拠点隊配備職員）について

出張所・まちづくりセンターの機能強化とあわせ、非常配備態勢指定職員等の整理を行う。

- ①執務時間中における発災時に、拠点隊配備職員として指定されている地区内の保育園等の事業所職員が、どのように参集するのか等の課題がある。また、拠点隊配備職員が、日ごろのまちづくり活動等、地区とのつながりを持つことが課題である。

②まちづくり支援職員及びまちづくり担当職員についても、発災時に、日ごろの活動等を活かせる配置を検討する必要がある。

(2) 総合支所、出張所・まちづくりセンターの組織・人員体制について

①総合支所における体制整備

新たに、出張所・まちづくりセンターに、地区防災対策の職務を位置づけるにあたり、現在、総合支所地域振興課が担っている地域・地区防災対策等の分掌事務との整理を行う必要がある。

その上で、以下の職務を遂行するため、各総合支所における管理職の配置のあり方についても検討する必要がある。

- ・ 「(仮称) 地区情報連絡会」の設置促進など、地区力の向上
- ・ 地区における防災訓練・避難所運営訓練の支援、災害時要援護者支援、帰宅困難者及び在宅被災者対策、避難所運営マニュアルの再点検、など、地区防災の体制整備
- ・ 「(仮称) 地区防災活動推進センター」における、地区防災対策の情報発信、耐震改修促進の案内、備蓄の呼びかけ、災害時のネットワークづくりなど、地区防災の普及啓発

②出張所・まちづくりセンターの体制整備

「(仮称) 地区防災活動推進センター」として、地区防災の体制整備や普及啓発に取り組むため、担当係長や職員の配置を検討する。

③再任用職員等の活用

地区力の向上や地区防災対策の強化等に取り組むため、出張所・まちづくりセンターの職員として、管理職退職者等を再任用職員として配置するなど、その知識・経験を活用し、体制を充実することを検討する。

Ⅲ 今後の取組み・方向性について

1 まちづくりセンターの充実と「相談機能」・「窓口業務」のあり方について

この間、地区における相談事業については、「地区まちづくり活性化の取り組み（報告）（平成21年8月）」においても、その充実を課題として掲げ、出張所長、まちづくりセンター所長を地域振興課計画・相談係長との兼務とし、各出張所・まちづくりセンターで創意工夫ある取り組みを行ってきた。

一方「住民登録等」の窓口業務については、平成17年度から、各出張所での窓口取扱い件数や鉄道主要駅周辺の立地を踏まえ、住民票等の証明書自動交付機の設置や土曜窓口の開設などとあわせ、整理統合し、7か所の出張所に加え総合支所区民係等の合計10か所で行うこととし、20か所の出張所については、窓口業務を限定し、主に地区まちづくり支援業務を行う、まちづくり出張所（後に「まちづくりセンター」に名称変更）の体制とした。

まちづくりセンターにおける窓口業務については、①地区及びまちづくりセンターの活性化、②区民の利便性の向上を課題としているが、現まちづくりセンターにおける「住民登録等」の窓口サービスの新たな拡充については、効率性や効果、人員体制などの面で問題があり、当面、現行の区内10か所のサービス体制を基本とする。今後、マイナンバー法等の制度改正などを踏まえながら、検討を行う。

出張所・まちづくりセンターにおける相談・窓口業務の拡充については、出張所・まちづくりセンターが、「(仮称)地区防災活動推進センター」として、日常の防災活動や備蓄の相談、住宅の耐震化や家具転倒防止の促進等の相談に取り組むことなどにより、地区防災対策の面から充実を図ることを検討する。

さらに、出張所・まちづくりセンターが事務局として「(仮称)地区情報連絡会」の設置など、地区の活動団体のネットワークの強化に取り組むとともに、あんしんすこやかセンター等との連携を深める中で、地区における身近な相談窓口としての機能の強化を図り、「まちづくりセンター」の役割や意義を、より強く地区住民に打ち出し、その存在を周知するなどの取組みを進める。

2 地区の区域について

避難所の対象区域や学区域等の課題については、各総合支所において地区の実態を踏まえ検討し、その結果を踏まえ、各地区においては、地区防災対策を具体的にどう進めていくか検討する。

出張所・まちづくりセンターの区域については、当面、現行の27か所の区域割りを継続するが、地域行政発足の平成3年度と比較して、人口が大幅に増加した地区などについて、地区面積、避難所数等に着目し、そのあり方についてさらに検討を進め、地区力の向上、地区防災力の強化に向けた地区まちづくり支援機能の充実の観点にたつて、地区の分割等について検討する。

3 出張所・まちづくりセンターとあんしんすこやかセンターの一体整備について

出張所・まちづくりセンターとあんしんすこやかセンターの一体整備については、現在11か所の地区で行われている（2か所で進行中）。地区における相談、見守り事業の充実の観点から、今後とも、公共施設の改築等にあわせ、順次整備を進める。

4 三層構造の検証について

地域の事務所（総合支所）のもとに、生活保護や児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉などの事務を行う福祉事務所を設置し、併せて、子ども家庭支援センター事業や健康づくり、母子保健、精神保健事業など、地域において保健福祉サービスの一体的な提供に取り組んできた。また、都市整備分野にあっては、地区街づくり計画の策定等、地域住民とともに街づくりに先進的に取り組んできた。

このように、総合支所が本庁組織の出先機関としてではなく、地域における課題に横串を通す形で、総合的に地域住民にサービスを提供し、まちづくりに取り組む体制が、世田谷区における地域行政制度の大きな特色である。

88万人を超える区民を擁する自治体として、こうした地域の状況を踏まえたサービスの展開は、大きな成果を残してきたが、一方で、保健福祉分野にあっては、法制度改正への対応や、困難化する児童虐待ケースへの専門的な対応など、本庁機能と地域との役割分担、連携が課題となっている。また、都市整備分野にあっては、今後の京王線連立事業や、大規模な土地利用転換、地域を越えた大規模事業などに、区として、本庁・地域がどのように連携して取り組むかなどの課題がある。

こうした課題について、三層構造を維持しつつ、総合支所におけるサービス提供をより効果的に行えるよう、①地区のまちづくり・防災機能の強化、②地

域における総合調整機能としてのマネジメント力の強化、③本庁機能との役割分担の検証・整理の3つの観点から、引き続き、検討を進める。

今後、①地区のまちづくり・防災機能の強化に集中的に取り組むが、必要に応じ、②地域におけるマネジメント力の強化、③本庁機能との役割分担の検証・整理についても組織の見直し等の対策を図ることとする。

IV 資料

- 1 「保坂区長と語る車座集会」での区民意見等抜粋
- 2 「地域行政について」をテーマとした区民意見交換会開催結果について
- 3 地方分権・地域行政制度対策等特別委員会
「地域行政制度に関する意見について」(平成24年7月26日)
- 4 世田谷区総合支所処務規程(一部抜粋)と世田谷区出張所処務規程(一部抜粋)
- 5 地域コミュニティ活性化への取組み(事例抜粋)
- 6 出張所・まちづくりセンター 地区データ
(面積、人口、人口の変化(H3・H24)、区立小中学校数 等)

「保坂区長と語る車座集会」での区民意見等抜粋

平成 23 年度開催の車座集会でのご意見等の中から「地域行政」に関連のある「出張所・まちづくりセンター」、「地域活動」、「防災」の項目を抜粋

項目	意見等
出張所・まちづくりセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンターは住民自治組織の拠点にならなくてはいけないと思うが、住民自治支援をどのように考えているのか ・まちづくりセンターに一人暮らしの高齢者が立ち寄れるような場所を作ってほしい ・区役所の職員は自分が働いている地区を隈なく見てほしい ・住民票などの自動交付機を、駅においてもらえないか ・現在の 20 あるまちづくりセンターを出張所に戻してほしい。区民にとって身近で便利な区役所となるよう見直してほしい ・出張所からまちづくりセンターに変わって、地域の行事に積極的に参加・バックアップしてくれるようになったので、制度の見直しをするのであれば、良いところは残して改善してほしい ・まちづくりセンターの機能と役割を明確にしてほしい。また、防災拠点として大丈夫な建物にしてほしい
地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・町会区域と学区域を同じにしてほしい ・町会への加入率が悪いが、転入届の際に町会・自治会の案内（宣伝）をしていただきたい ・地域貢献に前向きな人を地域活動に参加する広報支援（HP や掲示板などで）をお願いしたい ・災害のときは地域での助け合いが必要だが、地域の人同士、顔を知らないのが現状である。行政と地域住民とがもっと連携すべきと思う ・区民の地域活動の場所確保のため、その担当組織を作り、「地域共生のいえ」制度の活用を進めてほしい ・「赤堤生涯学習センター」のように、小中学校の空き教室を、地域活動に利用できないか

項目	意見等
地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字の共同募金については、世田谷区は23区でトップと聞いているが他区の状況を知りたい ・中学生に救急救命講習などを受けてもらい、地域の介護や防災活動に参加してもらうようにしたらどうか ・「ふれあいの家」の管理委託をどこか1ヶ所でも実験的にNPO法人に任せていただきたい ・区長は町会をどう考えているのか ・町会と身近なまちづくり協議会の活動の交通整理をしてほしい ・ひとりでも多くの区民が近所づきあいや助け合いの心が生まれるきっかけをつくらないと、大災害の時などに心配である ・都の地域活性化予算を使って、町会加入促進の事業としてPRする冊子やチラシを作してほしい ・町会で防犯パトロールしている時に「うるさい」と文句を言われて困った。区からお墨付きをもらわないと活動できないと思うので、何とかしてほしい ・高齢者から若い世代へという世代間交流が、地域の茶の間の感覚の施策としてつながればいいと思う ・町会役員が高齢化しているので、運営への住民の関心・参加を促す指針を区の方で作ってもらえないか ・町会加入促進などの町会活動を支援してほしい
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の地域割りを学区域にしていきたい ・民生委員は65歳以上の方の安否確認はできるが、障害者等の安否確認ができない ・震災以降の新しい防災訓練、防災体制、避難所運営を区で示してほしい ・消防署は、震災時に民生委員を活用して高齢者の早期救出を図っているが、区、消防、警察でもっと連携してほしい ・要援護者支援については小学校区ごとに個人情報共有するものを作成してはどうかと考えるが ・防災は、防御策と対処策の2つの視点で項目検討し、防災の基本を見直してほしい ・防災対策として、区と町会の役割はどうあるべきか

項目	意見等
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・防災シンポジウムにおいて、区長が「ミニ防災会議を行いたい」旨の発言があった。その後どのように進んでいるのか ・防災対策として、現在の小中学区域と町会自治会の組織エリアを効率的に見直し、各組織の人数や必要な物資の数を把握しなくてはならない ・避難所の運営について、商店街やその他団体等との提携を区で考えているのか ・避難所の避難者名簿作成訓練を行ったが中学生で個人情報提供の同意が得られないケースがあった。円滑な避難所運営のため緊急時の個人情報の扱い方について検討をお願いしたい ・震災以降、防災意識は高まってきたが、町会の防災訓練や避難所運営訓練に人が集まらないので区として何か手立てをお願いしたい ・避難所訓練について、参加するのは高齢者の方ばかりなので、実際に災害が起きた時、運営していけるのだろうか心配だ ・防災に対する細かい情報を頂きたい ・避難所の備蓄食料やトイレを拡充してほしい ・災害発生時に住民が避難所を運営するためのマニュアルの整備が必要と思う ・ペット同伴の避難所を作ってほしい ・災害時の要援護者支援については、区と町会が協定を締結する必要があるが、締結している町会は少ない。締結していない町会に対して、区としての支援はどうするのか ・災害時、人的対応を早くできる備えをしてほしい ・災害時の安否確認（要援護者等）のシステムやネットワーク作りをしてほしい ・災害時要援護者支援について、民生委員や町会との連携が必要であるが、制度上の制約などがあり情報の共有ができない。緩和する方策を検討してほしい

平成24年7月3日
 総合支所
 政策経営部

「地域行政について」をテーマとした区民意見交換会開催結果について

1. 開催日時 平成24年5月26日（土） 午後2時から午後4時40分
2. 開催場所 区役所第3庁舎3階 ブライトホール
3. 出席者 保坂区長 5 総合支所長、政策経営部長 ほか
4. 参加区民 26名 （申込者32名・欠席等6名）

【当日参加者内訳】

	男性	女性	参加者計
世田谷地域	4	2	6
北沢地域	2	3	5
玉川地域	2	3	5
砧地域	1	7	8
烏山地域	1	1	2
合計	10	16	26

5. 当日質問者数
 19名 （延べ21名）※複数回質問者あり
 ※質問をしなかった方、7名
6. 意見・質問書提出者
 （意見交換会内で発言しきれなかった場合等、会の終了後に頂いた意見）
 4名 （要回答2名、意見のみ2名）

7. 当日の主な意見等

テーマの内容と主な意見と回答

(1) 出張所・まちづくりセンターの窓口の仕事について

意見 要 旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりの拠点としてどのように位置づけているのか。 ・ 歩いて行ける距離で用件がすむようにしてほしい。 ・ コンシェルジュ的な機能が出張所にできないのか ・ 人と人で町の様子を伝えてくれるようにまちづくりセンターの充実を図ってほしい。 ・ 町会・自治会へ未加入の方も増えていく中で、行政の拠点として情報を発信してもらわないと住民に情報が伝わらない。 ・ 出張所改革以降、地区の活動を支えてくれる、まちづくりセンターが、地区活動を支える力が弱まっている。 ・ 災害時の拠点としても、地区活動の拠点がまちづくりセンターなので職員の充実を図ってほしい。 ・ まちづくりの拠点とっているが、土日にしか活動できない人が多い中、土日は閉庁している。 ・ 組織改正を行うことは相当な時間もかかり、この機会に何百人も職員を増やし、何十億も人件費を増やすようなことは絶対に反対である。
回 答 要 旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりセンターは、地区まちづくり支援、これはコミュニティの活動を支援の拠点で、出張所は、まちづくりセンターの機能に加えて、転出入などの窓口サービスも行っている。 ・ まちづくりセンターという一番地域に近いところの職員がいかに頑張っている、4人では不十分でないかとの問題提起は受けとめたいと思う。特に防災の体制を強化していきたいと思う。 ・ 土日でないと地域で動けない方が多い、土日にまちづくりセンターが閉まっていて、接点が持ちにくいというのは大きなテーマだと思う。 ・ 出張所・まちづくりセンターの機能について、優先的に考えるものは何かということ考えたときに、やはり災害対策、被災対策をまず優先的に考えていかなければいけないと考えている。

(2) 地区における防災のあり方と出張所・まちづくりセンターの役割について

意見 要 旨	<ul style="list-style-type: none">・ まちづくりの拠点としてどのように位置づけているのか。・ 基本的な生活の場所の中に、まちづくりセンターがあり、まちづくりがあってこそその防災だと思う。日々の人々のふれあう場所がまちづくりセンターであるべきで、施設があっても、普段から行かなければ災害時にいくこともできない。・ 現在の出張所・まちづくりセンターの人数で対応できるのか。
回 答 要 旨	<ul style="list-style-type: none">・ 災害時には出張所・まちづくりセンターが拠点隊となり、職員が配置される体制ができている。・ 出張所・まちづくりセンターの災害対策対応は十分だと思っていない。もっと強化しなければならないと思っている。・ 避難所を設営する訓練を繰り返している地域と、それをわかっているにもかかわらず、なかなか取り組むことが難しいというところがある。しっかり問題を出して、まちづくりセンターの現在の体制というもの、防災力の強化、あるいはコミュニティ支援に向けて強めていきたいと考えている。

(3) 地域に身近な総合支所のあり方について

意見 要 旨	<ul style="list-style-type: none">・ 支所で行っていた、広域的な行政、例えば土木だとか、街づくりだとか、そういったものが全部本所のほうに吸収されてしまい、支所で事務を行われず、3層構造ではなくなっている事務もある。・ 支所は広域的な行政をやっていて、基本的には出張所で区の身近な行政をやることになっているが、支所も出張所も仕事が減っている。
回 答 要 旨	<ul style="list-style-type: none">・ すぐやる課の廃止は、もともと総合支所の中に地域振興課の計画・相談があり、区民により身近なところでスピーディーに対応していこうという改革をした。・ 行政の効率化、あるいはスピード感をどうやって持つかという見直しを図ってきた・ 専門職など職員の技術力が分散し技術継承の問題も出てくる。・ 小さな自治政府を5カ所につくっていくと、職員数の増加につながる。・ なるべく身近なところで行政サービスを展開することが、きめ細かなサービス提供にもなるが、人件費など、行政の効率化も求めなければならず、どこが一番接点になるのかということについて検討していきたい。

平成24年7月26日

地域行政制度に関する意見について

地方分権・地域行政制度対策等特別委員会

1 はじめに

世田谷区は地域行政制度は5総合支所（世田谷、北沢、玉川、砧、烏山）の発足によりスタートしたが、その後「新たな地域行政推進の方針」において、区は地域行政の進め方を見直し、新たな出張所（7出張所、20まちづくり出張所）の体制になった。以降、社会情勢が大きく変化するなかで、地域社会も変容してきており、これからの地域社会に見合った新たな地域行政の検討が必要とされてきた。

地方分権・地域行政制度対策等特別委員会は昨年5月の設置時より委員会の進め方について、また大田区及び杉並区への視察など、各委員からの意見を集約しつつ、地域行政制度に関する議論を進めてきたところであるが、区側から「(仮称)新たな地域行政制度について(素案)」を本年9月に示す予定である旨の報告があり、本委員会としても委員会の臨時開催などを行いながら議論を深めてきた。

議論を進めるうえでは、様々な意見が出されたが、今回は長時間の議論を積み上げる中、委員間でおおむねまとまったものについて意見として取りまとめた。しかし、もとより、その他議論においてあった意見やその経緯についてまで、区側にあっては真摯に受けとめ、極力素案に反映させるよう努められたい。

また、地域行政制度の体制の変更を想定するにあたっては委員全員が予算を念頭に置きつつ、委員会として地区や地域のあるべき姿を自由闊達に論じることのできるように、最大限の努力を重ねた。

2 視察の実施

当委員会では、地域行政制度についての見識を深めるため、周辺区において特徴的な地域行政を展開する大田区及び杉並区へ視察を行った。

(1) 大田区への視察

実施日：平成23年11月16日(水) 視察先：大田区役所及び嶺町出張所
区の特徴：各特別出張所には管理職が配置されており、職員はすべて常勤の職員で構成されている。

成果報告：委員の視察についての感想では、75パーセント前後の町会加入率という高い組織率に関心を抱いた、そのことが特別出張所の活気に繋がっているということが感じられた、各特別出張所に管理職が配置されていると地域に一体感が生まれるとの話が印象的であった、との発言があった。

(2) 杉並区への視察

実施日：平成24年2月8日(水) 視察先：高円寺区民連絡所
区の特徴：平成13年度に17箇所あった出張所を統合し、名称を「区民事務所」に改めて、現在は10箇所設置されている。区民事務所の改正に併せて地域支援活動は区民事務所とは別組織が担当している。

成果報告：委員の視察についての感想では、杉並区は小学校を防災の拠点としていることに関心を持った、区民事務所では転入届の事務を行っているが、転入手続き時には町会の加入届けを手渡しており、町会を知らせる資料が棚にあるなど、町会への加入に区がサポートしている様子が印象的であった、との発言があった。

3 議論の経緯

区側から「地域行政制度の検討状況について」が示されるなどの報告を受ける中で、臨時の委員会を開催し、まずは「地域・地区のあるべき姿を議論し、そのあるべき姿に向けて、区は何をしていくのか」という観点から議論すべきである、との意見がまとまった。

そのことを踏まえ、委員会構成委員による意見交換会を行ったところ、委員間で自由闊達な議論が交わされた。また、その後の委員会においては、「地区の力を強化する」という方向性がまとまり、各委員からは、区が取り組むべく事項について具体的な提案があった。

その後の委員会では、これまでの経緯、議論の内容を踏まえ、以下のア～オの5項目を論点としてより深く具体的に議論することで、意見まとめに向けた努力を進めることが確認された。

- ア まちづくりセンター、出張所への地区力の強化を目指した人事配置（管理職、新規採用職員を含む）
- イ 防災、災害時の支援体制を強化する観点からのまちづくりセンター、出張所の機能充実
- ウ 行政相談委員制度などを参考にした相談機能の充実（再任用、再雇用職員の活用）
- エ まちづくりセンターでの住民基本台帳（転入・転出届、転居届）事務を含めた窓口業務の展開
- オ 地区の力を強化するための、本庁事務との役割分担の整理

4 新たな地域行政制度に向けた意見について

上記3のア～オに掲げた各項目についての議論を重ねたところ、様々な意見が集約され、以下の考え方を踏まえ、新たな地域行政制度について特別委員会としての意見をまとめた。

(1) まちづくりセンター、出張所への権限を強化するべきである。

地域コミュニティの再構築を図るためにまちづくり機能が高まるよう、区民にとって一番近い区役所であるまちづくりセンターと出張所に、管理職や再任用、再雇用職員などを活用した人事配置を行って権限の強化を図るべきである。

また、そのことによって防災や災害対策という課題に対してのフォロー体制にも繋がる期待が持てる。一方で、強化するにあたっては具体的な効果を想定し、できるだけ目的の明確化に努めるべきである。

(2) まちづくりセンター、出張所の配置状況を見直すべきである。

27箇所のまちづくりセンター、出張所の中には様々な地域差があり、施設数・人口規模・設置場所・利便性・学区域・町会などの地縁団体・歴史背景などの複合的要素を勘案しながら検討し、見直し及び調整を進めるべきである。

(3) 防災や災害対策において拠点となるべく、機能の充実を図るべきである。

まちづくりセンターや出張所は災害が起きた際に、避難所に行かない在宅避難者が多い点を踏まえて、その情報拠点として避難所との連携を取りながら主導的役割を担うべきである。また、地区ごとに特有の課題を抽出し防災計画を立案することなども想定した、日常的な防災力の強化に努めることにも取り組むべきである。

(4) まちづくりセンター、出張所の相談機能の充実を図るべきである。

区民の利便性向上には行政のワンストップサービスが必要である。まちづくりセンターと出張所においては、相談機能の充実や取り扱い可能な窓口業務を強化すべきである。ICTの活用で、窓口で受付けた各種申請や相談の事務処理は本庁で行う等、安易な窓口対応の職員増員に頼らずとも出来る利便性向上や利用者の活性化を図るべきである。

5 おわりに

このたびまとめた意見は、世田谷区民にとってよりよい地域行政制度とは何か、地区コミュニティの活性化を促すにはどのような方策があるのか、というあるべき論を確認する作業を経ながら進めてきた。

テーマ自体が大きなものであるために、意見が百出してまとめるには様々な課題も多かったが、長時間を費やし議論を重ねた結果、全委員の意見の一致をみたものである。

今後も、世田谷区独自に取り組んできた地域行政制度について、本庁、総合支所、出張所及びまちづくりセンター、それぞれの役割について広く検討することが必要である。

地方分権・地域行政制度対策等特別委員会

中村 公太朗 石川 征男 上川 あや 唐沢 としみ

小泉 たま子 桜井 純子 下山 芳男 すえおか 雅之

高橋 昭彦 福田 妙美 村田 義則 和田 秀壽

世田谷区総合支所処務規程（一部抜粋）と世田谷区出張所処務規程（一部抜粋）

総合支所地域振興課担当事務	まちづくりセンター掌理事務
<p>計画・相談担当係長</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域まちづくりの計画に関する事。 (2) まちづくり支援職員及びまちづくり担当職員に関する事。 (3) 意見、要望、苦情等の処理その他の広聴に関する事。 (4) 地域の広報に関する事。 (5) 公害防止に係る普及及び啓発並びに公害に係る苦情処理に関する事。 (6) 区民相談等に関する事(調整に関するものは、世田谷総合支所に限る。) (7) 地区カルテの総括に関する事。 (8) 地域における住民参加の促進に関する事。 (9) 広報板の維持管理に関する事。 (10) 空き地の管理の適正化に関する事。 <p>地域振興・防災担当係長</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 身近なまちづくり推進事業に係る調整及び援助に関する事。 (2) まちづくり地区担当制に関する事。 (3) 地域ふるさとまつりの育成及び援助に関する事。 (4) 市民活動団体の育成及び援助に関する事。 (5) コミュニティ意識の醸成、啓発及び普及に関する事。 (6) コミュニティに係る情報の収集及び提供に関する事。 (7) 青少年の健全育成に係る地域活動に関する事。 (8) 省資源及びリサイクルの促進に関する事。 (9) ポイ捨て防止等に係る地域活動に関する事。 (10) 地区防災訓練及び防災教室等に関する事。 (11) 総合防災訓練の支援に関する事。 (12) 防災倉庫等の維持管理に関する事。 (13) 備蓄物品に関する事。 (14) 震災時対策用指定井戸に関する事。 (15) 地域区民防災会議に関する事。 (16) 防災意識の高揚及び普及に関する事。 (17) 防災区民組織に関する事。 (18) 消防団に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 印鑑登録証の暗証番号に係る申請の受理に関する事(外国人に関するものを除く。) (2) 印鑑登録証の引替交付及び交換に関する事(外国人に関するものを除く。) (3) 証明書自動交付機カードに関する事。 (4) 証明書自動交付機による諸証明の発行に関する事。 (5) 外国人の印鑑登録証の暗証番号に係る申請(印鑑登録証の引替交付に係るものを除く。)の受理に関する事。 (6) 国民健康保険の被保険者証及び高齢受給者証の再交付に関する事。 (7) 介護保険の被保険者証及び資格者証の再交付に関する事。 (8) 後期高齢者医療の被保険者証の引渡し(再交付に係るものに限る。)に関する事。 (9) 指定保養施設の利用券の交付に関する事。 (10) 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関する事。 (11) 投票管理者及び立会人の内申その他の選挙管理委員会から依頼された事務に関する事。 (12) 身近なまちづくり推進事業に関する事。 (13) 地区カルテに関する事。 (14) 青少年地区委員会に関する事。 (15) 地域団体等の連絡及び事務施行の協力に関する事。 (16) 地域振興に関する事。 (17) 災害の被災状況調査報告に関する事。 (18) 災害見舞金及び災害弔慰金の支給に関する事。 (19) 区民フロアーの使用に関する事。 (20) 区民に対する周知に関する事。 (21) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたこと。

世田谷区総合支所処務規程（一部抜粋）

世田谷区出張所処務規程（一部抜粋）

地域コミュニティ活性化への取組み（事例抜粋）

区では、平成21年8月に「地区まちづくり活性化への取組み（報告）～出張所・まちづくりセンターの課題解決に向けて～」をまとめ、地域コミュニティ活性化に向けた出張所・まちづくりセンターの取組みの方向性として（1）ネットワークの拡充（2）地域防災力の向上（3）あんしんすこやかセンター等福祉関連機関・団体との連携（4）相談機能の充実（5）地域情報の発信の5つの方向性をまとめ、取組みの方向性を基本とし、各々の地区の実情にあわせ地区まちづくりの活性化に向けた取組みを進めてきました。

以下に各地区（出張所・まちづくりセンター）の特色により、取り組んできたさまざまな事例について、一部抜粋したものを例示しています。（平成23年度末現在）

（1）ネットワークの拡充

●「計画的な防犯まちづくり支援システムの構築プロジェクト」という計画実行支援グループに対して、地区として積極的に調査等に協力した。また、新たに地区の課題として、「防犯まちづくり」を連合町会として取り組むことになった。

●青少年地区委員会の改選に伴い、委員推薦協議会に現役のPTA会長にご参加いただき、PTAを卒業された方々をご推薦いただいた。これにより、地区委員の活性化を図れたことはもちろん、身近なまちづくり推進協議会や町会の活動に活動していただける人材の確保も行うことができた。

●「地区高齢者見守り連絡委員会」を6回開催し、町会・自治会、民生委員、あんしんすこやかセンター、地区社会福祉協議会、まちづくりセンターが各団体の情報交換を行い、相互の連携を図ることで、普段からの絆を深め、要支援者への迅速な対応ができるよう取り組んでいる。また、こうした取り組みの啓発パンフレット「地域で見守る支えあう」を作成し、地域の様々な会合等の機会の中で周知・普及を行っている。

●中学校から地域活動へのボランティア参加を積極的に受け入れるために、年間予定を作成し年度当初に計画的に協力を依頼できるよう工夫し、そのうえで、ボランティア活動に参加した生徒には「ボランティア参加証」を発行するなど、地域と学校のネットワークづくりが進んでいる。

●町会等が主催する事業には、地域の中学校ボランティアと小学生の協力を得ている。

●自治会や地区内の活動団体、地域の絆推進事業助成対象団体により、コミュニティネットワークづくりに向けた地区交流会を開催し、①地区の課題の共通認識 ②各団体のコミュニティ活動への取組み紹介・③解決にかかるプロセス

での各団体の連携方法 ④情報交換・情報提供など、ネットワークの拡充を図っている。

●地区交流会を開催し、地域の絆推進事業助成対象団体、町会、青少年地区委員会、PTA会長、おやじの会が参加した。

●地域の絆推進事業を通して団体間の新たなつながりが生まれ、団体の連携や町会・自治会等とのネットワークが広がりつつある。

(2) 地域防災力の向上

●町会による防災訓練では、消防署の協力を得て、発災型防災訓練を実施し、スタンドパイプの取り扱い方法などを訓練の柱としている。

●中学校生徒を対象としたD級可搬ポンプ操作訓練や救急救命講習会等を実施し、地域の一員である中学生にも防災意識の向上を図っている。

●地区では、各学校単位で避難所運営組織を立ち上げている。災害で起こりえる様々なケースを想定し、毎年、避難所運営訓練で実施する内容を変更しながら防災力向上に努めている。①中学生ボランティアをスタッフとして活用②避難所生活ルールを作成し、地域住民に周知③避難所運営スタッフ育成に主眼を置き実施。

●災害発生時、高齢化が進んでいる町会役員の実践的担い手となれるよう、中学校生徒がボランティアで訓練スタッフとして活躍している。

●「災害時要援護者の支援に関する協定」を締結し、名簿をもとに訪問を行い、要援護者の状況の確認およびコミュニケーションづくりに取り組んでいる。

●災害時に一人でも多くの負傷者の救出ができるよう、普通救命講習を年1回実施し、地域防災力の向上を図っている。また、防災への関心を高め、災害時に地域の中で活動ができる人材を育てるため、区立中学校を卒業するまでに生徒全員が救命講習会の受講ができるよう支援を行っている。

(3) あんしんすこやかセンター等福祉関連機関・団体との連携

●あんしんすこやかセンターと地区社会福祉協議会が中心となって「音楽交流会」を開催し、家に閉じこもりがちな高齢者の外出を促し交流機会を広げるなど高齢者の孤立化・寝たきりの予防に努めている。また、地区にある音楽学校、国立音楽院の協力も得るなど地区内の団体等との連携・協力も図っている。

●地区の困りごと解決を目指してあんしんすこやかセンター、まちづくりセンター、町会・自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員協議会等地区内の様々な団体により会を設け、地区が一体となって困りごとの解決を図っている。

●青少年地区委員会委員として、あんしんすこやかセンター所長を委嘱し、センターとして、地域のお祭り等への積極的な参加を実践している。また、災害時要援護者支援行動の一環として、各町会で実施している防災訓練に参加し、

災害時における町会との連携強化を図っている。

●月1回程度、まちづくりセンター（所長、係長）、あんしんすこやかセンター（管理者）及び社会福祉協議会（地区担当）で連絡会を持ち、福祉事業を中心とした情報交換を行っている。このことにより、町会事業や地域イベントにあんしんすこやかセンター・社会福祉協議会が参加し、各団体のPRや出前相談などを行っている。・あんしんすこやかセンターや社協担当者は、まちづくりセンターからの情報により、いざという時に顔の見える活動ができるよう、各町会の防災訓練や避難所運営訓練に積極的に参加している。

●あんしんすこやかセンターが開催する地域懇談会に参加し、民生委員、社会福祉協議会職員、居宅介護支援事業所職員、区保健福祉課職員と災害時についてなどの情報交換を行なった。また、あんしんすこやかセンター職員が避難所運営訓練に参加し、災害時の地域の体制について理解を深めた。

（４）相談機能の充実

●現状では、出張所が単独で対応することは困難な、介護保険等に関連した高齢者の相談についても、あんしんすこやかセンターと連携し迅速な対応が行えるよう、情報提供に努めている。

●町会長会議をはじめとするいろいろな会議の場を通じて、地域の困りごとや危険箇所など、何でも構わないので相談したいこと、聞きたいことがあれば、まちづくりセンターに連絡してほしい旨、常に働き掛けている。

●地区区民からの身近な相談について「相談シート」を活用し、適切な相談情報の管理を行うとともに職員間で情報の共有化を図っている。

●地区交流会、介護予防講座、町会長会議、身近なまちづくり推進協議会において、『迷ったらまちづくりセンターへ』と働きかけた。

●あんしんすこやかセンターと一体化することによって、まちづくりセンター窓口での介護・福祉相談を連携して行なえるようになった。

（５）地域情報の発信

●ミニギャラリーとして事務室の壁面を活用した展示コーナーを設け、写真や絵画、手芸品等地区住民の創作活動の成果を展示し、地区の情報発信とともに交流の場となっている。

●地区情報や他の地区情報を収集し、出張所窓口「地域情報コーナー」の設置することにより、来庁者に情報提供を行っている。

●1階活動コーナーを、まちの方々のプラットフォームとして位置づけ、まちの方々の簡単なミーティングや情報交換の場として活用している。

●身近なまちづくり推進協議会の文化部会が年4回発行しているミニコミ誌や各種事業のチラシなどを窓口のほか、管内の金融機関やスーパー、カフェ等、

お客様の目の届くところに置いている。

●「地区情報コーナー」及び「子育て情報コーナー」「高齢者」「安全・安心」「文化スポーツ」「イベント」等のカテゴリー別に情報を収集、整理し、パーテーションやラック等を工夫して配置しながら、情報コーナーの充実を図るとともに、「ちらし等配布掲示状況一覧」を作成し、窓口に備え、来庁者の問い合わせに対応している。なお、子育て中の母親が気軽に立ち寄れるように、授乳やおむつ替えコーナー、幼児向けの絵本やパズル等を提供している。

●地区の歴史、見所、地域活動、子育て情報、高齢者クラブの情報など身近な情報を1冊にまとめた地区ガイドブックを作成し、図書館、出張所などで配布して地域の情報を発信している。

●高齢者や子育て世代を支援するため、お出かけ支援マップ（公衆トイレ、電話、ベンチ&コンビニ等掲載）や、ふれあい活動マップを作製し、配布している。

●「情報コーナー」の一部については、休日や時間外にも利用できるよう17時以降はシャッターの外側に配置することにより利便の向上を図っている。

●身近なまちづくり推進協議会との駅前での啓発活動、地域イベント等でのチラシ配布、商店街振興組合を通した商店街の商店や駅構内、郵便局、銀行、スーパー等の民間事業所でのポスターの掲示等、まちづくりセンターにとどまらず身近な地域での情報発信にも努めている。

●地域情報マップを作成している。

出張所・まちづくりセンター 地区データ

地区	面積	人口		人口増減	世帯数 (平成24年)	区立 小中学校数 (避難所)	町会数
	(K㎡)	平成3年	平成24年	平成3年か ら平成24年			
池尻まちづくりセンター	1.191	22,623	21,950	▲ 673	12,907	3	8
太子堂出張所	1.048	21,685	22,195	510	13,968	4	7
若林まちづくりセンター	1.169	23,998	25,647	1,649	15,072	3	2
上町まちづくりセンター	2.566	44,843	48,363	3,520	24,618	5	6
経堂出張所	2.918	44,575	46,501	1,926	24,872	4	8
下馬まちづくりセンター	2.078	37,585	40,706	3,121	21,713	4	10
上馬まちづくりセンター	1.363	25,098	26,199	1,101	15,039	2	5
梅丘まちづくりセンター	1.597	25,936	26,453	517	14,731	3	6
代沢まちづくりセンター	1.026	16,269	16,388	119	9,065	2	7
新代田まちづくりセンター	1.422	23,618	23,649	31	14,233	3	10
北沢出張所	0.981	18,696	17,432	▲ 1,264	10,693	2	8
松原まちづくりセンター	1.494	26,309	27,733	1,424	16,162	2	4
松沢まちづくりセンター	2.125	30,297	29,762	▲ 535	15,722	5	12
奥沢まちづくりセンター	1.216	20,895	20,876	▲ 19	10,540	3	2
九品仏まちづくりセンター	1.245	16,103	16,139	36	8,653	2	3
等々力出張所	2.883	30,526	36,079	5,553	17,608	5	9
上野毛まちづくりセンター	2.536	28,040	31,076	3,036	14,682	3	4
用賀出張所	4.523	50,438	59,779	9,341	29,712	7	6
深沢まちづくりセンター	3.417	40,591	45,091	4,500	21,878	4	10
祖師谷まちづくりセンター	1.67	23,557	25,118	1,561	12,380	2	12
成城出張所	2.269	17,922	21,578	3,656	9,471	3	2
船橋まちづくりセンター	1.879	25,815	35,373	9,558	16,680	6	6
喜多見まちづくりセンター	3.976	23,305	31,514	8,209	14,462	5	9
砧まちづくりセンター	3.772	33,325	38,903	5,578	18,447	1	7
上北沢まちづくりセンター	1.724	22,709	22,732	23	12,486	2	5
上祖師谷まちづくりセンター	2.159	24,790	28,322	3,532	13,499	3	5
烏山出張所	3.837	51,926	58,882	6,956	31,166	5	23
合計	58.08	771,474	844,440	72,966	440,459	93	196